

大友氏家臣団についての一考察

桑波田, 興
九州大学

<https://doi.org/10.15017/7174450>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 8/9, pp.59-73, 1961-03-15. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY
バージョン :
権利関係 :

大友氏家臣団についての一考察

桑 波 田 興

一、「同心」感 状

大友氏の発給せる感状中に「同陣」或は「同心」等の辞句のあるものが存在する。二三を例示すれば、

A「今度以吉岡左衛門大夫同陣於以珠郡長々在陣之勵不図至筑後出張旁以軍勞感悦無極候、以其辻筑後之事過半属案中候由候弥忠儀憑入候、必迫一段可賀申候、恐々謹言。」
(天文三年) 三月廿日 義 鑑 (花押)

徳丸右衛門尉殿」

(大分県史料第九卷四四九号文書、以下、大分県史料よりの引用は巻数と文書番号のみを示す。)

B「今度若林中務少輔以同心令渡海別而辛勞之由感悦候、弥可勵馳走事可為悦喜候、必迫而可賀之候、恐々謹言。」
八月十九日 宗 麟 (花押)

若林九郎殿」

(大友史料第一輯三三四号文書、以下、大一一と略称する。)

C「田原近江入道妙見岳在城之儀申付之處、從最前以同城別而辛勞之由悦喜候、每事紹忍被得指南弥可勵馳走事肝要候猶田原新九郎可申候、恐々謹言。」

大友氏家臣団についての一考察

正月二十日
香志田兵部丞殿 (八の八二) 義 統 (花押)

の如くである。C例に於ては、香志田兵部丞と田原近江入道紹忍との関係は、前者が後者の指南を得て、妙見岳城に同城すべき立場に立つものである事は感状の辞句に依って明白であり、かかる関係は軍事行動の際に於る両者間の指揮被指揮関係を示すものと云える。

然るに、A及びBに於ては感状の文中に示された人名(Aの吉岡左衛門大夫、Bの若林中務少輔。)と感状の受給者(Aの徳丸右衛門尉、Bの若林九郎。)との関係は、感状の文章自体の中には示されていないのであって、前者(感状中の人名。)と後者(感状の受給者。)との関係を明白にするには傍証を必要とするのである。

先ず、Aの吉岡左衛門大夫については、五条文書に

「毎々被申候、就今度干戈從最前別而入魂乍案中御濃敷候、忠貞之次第永々不可有忘却候、適至其表田北大和守、山下和泉守、吉岡左衛門大夫出張之条、每事被申談弥堅固之才覚憑存候、猶年寄共可申候、恐々謹言。」
(天文三年) 二月八日 義 鑑 (花押)

五条殿」(統編年大友史料第八卷二九号文書、以下統編と略称す。)

とある。

右に依れば、吉岡左衛門大夫は、天文三年に筑後派遣軍の部将であつた事が知られるのである。

Aの感状は、筑後派遣軍中に在った徳丸右衛門尉の軍功に対して発せられたものであるから、彼の筑後に於ける軍事行動は吉岡左衛門大夫の指揮下に於てなされたものと考えられる。次に若林中務少輔に關しては、

「(宗縣)
(花押)

元龜三年七月十九日於飯森要害攻口、若林・中務少輔・鎮興・親類被官被疵粉骨之次第、着到銘々加披見訖。

矢疵

手火矢疵

石疵

手火矢疵

手火矢疵

矢疵

・若林九郎

・若林源四郎

・丹生内藏助

・合沢織部允

・玄蕃

・源十郎

已上(大一の三三二)」

とあって、若林中務少輔は同姓九郎を指揮すべき立場にあつた事が知られる。

右に依つて、A、及びBに於る感状中に記された人名と、感状の受給者との關係は明白である。即ち、A、BもCと同じく大友氏の軍事力動員の際の組織の一端を示すものであり、吉岡左衛門大夫、若林中務少輔は田原紹忍の場合と同じく指揮者の立場にあるものである。大友氏の発給せる感状の中で「同陣」「同心」「同城」等の辞句の存するものは、一般的には右の如く理解し得る。即ち、文中の人名は、当該感状の受給者

に對して上級者であり、感状の受給者は文中の人名に對しては下級者であると解すべきである。

但しこれには、一二の例外が存する。

「佐伯正徹入道成敗之刻、長田孫右エ門、田北彌十郎(義生)以同陣忠節感悅候、必追可賀申候、恐々謹言。

(大永七年)十二月十五日

義鑒(花押)

田北勘解由左衛門尉殿(十一の四〇二)」

右に於ては、田北勘解由左衛門尉と長田孫右エ門、田北彌十郎の關係は一般の感状に於ける場合とは異なる。長田孫右エ門については豊田文書に、

「今度豊前國発向ニ付、從最前以出陣所々手仕軍勞感悅候、かならず追可賀也、穴賢、

(天文元)十二月十一日

よし鑒(花押)

長田孫右エ門とのへ(統編七の四四。)」

とある。右の如き仮名文字をまじえた感状は大友家書札に於ては、輕輩の士に對する形式とされている。即ち、「御当家御書札認様」には

「一山香郷一揆中へ御書調之事

屋形様御名乗をはかに調申候、一揆へハかなとのへ、御文牒にもかなを加申候、名字官途ハすくに書申候、かしくと書留申候」

(統大友史料第五卷、以下、統大と略称する。)

とあって、長田孫右エ門が山香郷に存在した東西一揆衆の一員であつた事が知られるのである。而して、山香郷東西一揆衆は田北氏の指揮下に戦闘に従事する事が多かった。それについては、児玉文書に、

「山香諸給人(抄)一揆中之事、如前々今度同陣肝要候、別而於勵馳走者、必追

可賀之段可被申聞候、恐々謹言。

(永祿八年) 八月廿日

田北彌十郎殿

宗麟 在判

田北勘解由左衛門尉殿(十一の四四五)「

とある。田北氏は山香郷東西一揆衆の指揮者の立場にあり、且つそれは大友氏に依つて公認されていたものである。長田孫右エ門が山香郷東西一揆衆の一員であり、一揆衆に対する田北氏の立場が右の如きものであったのであるから、田北勘解由左エ門尉と長田孫右エ門との関係は一般的な場合とは逆に感状中の人名が下級者であり、感状受給者が上級者である。田北彌十郎は、勘解由左衛門尉と父子の関係にあるから、この場合も当然後者が上級者である。

次に、

「今度從最前^(左)惟定以同城別而馳走之由感悦候、何様取鎮一稜可顯其志候、弥可被勵馳走事專一候、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言。

(天正十五年) 二月十四日

義統(花押)

田北宮内少輔殿(「大友史料第二輯四〇五号文書、以下、大二と略称す。)

とある場合の佐伯惟定と田北宮内少輔の關係は指揮者、被指揮者の關係ではない。佐伯惟定については大友文書録に左の文書が存する。

「感染筆候、其城堅固相抱候段、尤神妙思召候、今月廿日廿五日羽柴八郎を始為先勢追々被差遣御人教候、殿下二月末三月始至于豊前表可被成御勤座事八幡大菩薩非偽候、今廿日卅日之間丈夫二可相抱候、此刻無二之覚悟忠儀不淺候、彼逆徒等悉可被劔首事案之内候、各可被成御褒美候間、家中之者共申聞成勇弥堅固可相踏候、兵糧玉藥之事可差籠由被仰聞候之間可差遣候、猶追々可申聞候也

正月十七日

(秀吉) 御朱印

佐伯太郎とのへ(大二の三八九)「

大友氏家臣団についての一考察

大友文書録に依れば、右は天正十五年の島津勢の豊後侵入に際して南海部郡佐伯樺牟礼城主であつた佐伯惟定に対するものである。

田北宮内少輔に關しては、同じく大友文書録に、

「其方事為檢使至佐伯被差置候之處、今度薩摩之逆徒乱入已來惟定以同城、別而粉骨之次第度々雖申候猶以令感心候、右之惡党十令滞在之条惟定被申談弥忠儀之心懸肝要候、至義統遂披露何様一稜被成、御感候様取合不可有疎意候、恐々謹言。

(天正十五年) 二月二日

宗満 在判

田北宮内少輔殿(大二の四〇二)「

とあつて、佐伯方面の防禦軍の軍監として派遣されたものであることが知られる。従つて、惟定と田北宮内少輔の關係は、先にあげたC例の田原紹忍と香志田兵部丞の如く後者が前者の指揮監督を受けるべき關係にあるのではなく、又、田北勘解由左衛門尉と同姓彌十郎、長田孫右衛門の場合の如く指揮者と被指揮者の關係が、感状上に逆に現れているのではない。此の場合は、単に同じ城に籠城したと云うにすぎない。このように指揮者被指揮者關係を表現していないものを除いて、大友氏の発給せる感状中には「以同心」「以同陣」「以同城」「以一所」等の語を以て表現され、軍事組織の一端を示すと思われるものが凡そ百八十余通存する。(この数字は「大分県史料」「大友史料第一輯」「大友史料第二輯」「続大友史料」「続編年大友史料」に依つて、得られたものであつて、大分県外に所在する大友氏關係文書については未調査である。この数字は主として豊前、豊後地方に在住した大友氏家臣に關するものと考えてよい。)

二、「同心」關係

さて、「同陣」「同心」或は「一所」等の語から直ちに連想されるのは、戦国諸大名の軍事制度、家臣団統制組織として広く全国的に存在す

る所の寄親寄子制である。感状に現わされた上級者対下級者の関係が軍事的な指揮——被指揮の関係を現わしていることは明白であり、殊にC例の如く「毎事紹忍被得指南」とその関係の内容を明示したものすら存在する。

以下に於て、このような推定が正しいか否かについて、指揮者被指揮者の関係を検討しよう。

先ず、感状に示された「同心」関係（今まで指揮者被指揮者関係と呼んだものを、以下に於てかく称する。）が固定的なものとして現れているであろうか、

1 「至今度鹿越牢人現形之刻、以吉岡左衛門大夫同陣不日馳走之条、彼惡党即時敗北、先以肝要候、必追而賀可申候、恐々謹言。

（享祿元年頃カ）卯月二日

義 鑒（花押）

中村藤十郎殿（統編七の二三〇）

2 就今度日州表行林新九郎以同陣辛勞感入候、然者初秋之時分重々可出勢之条、其節別而馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言。

（天正六年）五月三日

義 統（花押）

中村助兵衛尉殿（統大の三八二）

3 去月十九日紹運同心凌敵中到黒木表、以来在々所々軍勞殊二分捕高名之由、忠儀無比類候条染筆候、弥可勵馳走事肝要候、恐々謹言。

（天正十二年）九月十一日

義 統（花押）

中村助兵衛尉殿（統大の三八三）

4 今度小佐井左京亮以同心在陣、於所々軍勞殊到高良山長々在山辛勞感入候、弥可勵馳走事肝要候、必取鎮一段可賀之候、恐々謹言。

（天正十二年）十一月廿日

義 統（花押）

中村助兵衛尉殿（統大の八二四）

以上四通の感状は、大分県大分郡高田村大字丸亀字中村、中村喜久雄氏家藏文書中に在る。（統編年 大友史料の編者田北学氏の註記による。）引用史料の年代は享祿頃から天正十二年に至る約半世紀間に互るが、各史料間の年代差は、1と2以下に於て大きく、2以下の三通の年代差は十年に満たない。而も2以下の各通は同一人物に対して発給されたものである。史料に現われた指揮者名は各通毎に変わっており、各通の年代間隔を考慮に入れる時、享祿年間の吉岡左衛門大夫——中村藤十郎の関係が、約半世紀を隔てた2以下の各通に於て何等かの理由に依り変更される事は有り得ることであり、1と2以下の間で指揮者名に変化があつても「同心」関係が不安定であるとは云い得ない。然るに2以下の各通に於ては、年代差は十年に満たず、感状の受給者は各通とも同一人物であるのに、各通毎に指揮者名が変更されているのは、「同心」関係が甚だ流動的であつたとの印象を与える。殊に、3、4に於て言及されている戦闘は連続した作戦行動である。即ち、大友文書録に「（天正十二年八月）宗歴、道雪、紹運攻蒲池鎮連山下城降之、又攻田尻鑑重高尾城焼屠之而陣高良山（下略）」（大二の二〇七頁）とあり、3に於て中村助兵衛尉の指揮者であつた高橋紹運は、戸次道雪、朽網宗歴と共に筑後高良山に駐軍しているのであるが、4に見られる如く高良山駐軍の際の中村助兵衛尉の指揮者は、紹運から小佐井左京亮に変わっている。連続した作戦行動に於て指揮者名がかく変化するのは、「同心」関係が固定的なものでなかつたことを示していると云い得る。

5 「今度以吉岡左衛門大夫同陣於玖珠郡長々在陣之脇、不図至筑後出張旁以軍勞感悦無極候、以其辻筑後事過半案中之由候、弥忠儀藏入候、必追而一段可賀申候、恐々謹言。

三月廿日

徳丸右衛門尉殿（九の四四九）

義鑑（花押）

大尉持部助
同 一

佐戸原兵部丞
討之

6 於今度肥後国隈部表、長々在陣軍勞感悦候、必追而一段可賀申候、恐々謹言。

五月十一日

義鑑（花押）

徳丸右衛門尉殿（九の四六五）

史料5は、本稿の冒頭に引用した史料Aと同一である。即ち、吉岡左衛門大夫は田北大和守、山下和泉守と共に、天文三年に筑後方面に派遣された大友軍の指揮官であって、徳丸右衛門尉はその指揮下にあったものであることは前述した通りである。然るに、同じく天文三年の肥後隈部表に派遣された大友軍中に、矢張徳丸右衛門尉が在ったことが、6に依って知られるのであるが、この際の感状には、5と異なり、上級者或は指揮官の人物を示していない。田北学氏編、続編年大友史料巻八に列挙されている肥後国隈部表出陣に関する感状は右の6を含めて六通であるが、悉く6と同文であって、いずれも「同陣」「同心」等の語は存しない。（続編八の百一、百六）5、6に依って、或事件に関する感状に被指揮者として現れても、他の事件に関して発給された感状にその立場が一貫して現れるものでないことが知られた。これは被指揮者の立場が固定的なものでないことを示していると云える。

次に、

7

（花押）
（義鑑）

天正六年卯月十日土持要害松尾落去之刻清田新五右衛門尉鎮忠手之衆或ハ分捕或ハ被批并戦死着到銘々加披見畢。

甲斐八郎三郎

頸 一

清田内右衛門尉
討之

大友氏家臣団についての一考察

（中略）以上（十三の百二）

8 今度土持要害落去之刻自身分捕之由、粉骨之儀候、弥馳走専一候、必追一段可賀之候、恐々謹言。

（天正六年）卯月十五日

義統（花押）

佐土原兵部丞殿（十三の百三）

史料7、8は、天正六年日向国土持氏征伐の際のものである。7に依って佐土原兵部丞は、清田新五右衛門尉鎮忠の指揮下に在って戦鬪に従事した事が知られる。然るに、8の感状に於ては、7に於て知り得た事実の全部が示されているのではない。「自身分捕之由」の語が7に示された事実と関連するのみである。

7、8に依って「同心」「同陣」等の語によって感状に示される指揮被指揮関係は、事実上存在した「同心」関係の全部ではないと云うことが知られた。即ち、事実上存在した「同心」関係が必ずしも感状に示れるとは限らないと云うことは、指揮者の立場が固定的なものでないことを示していると云える。

史料5、8に依って指揮者、被指揮者それらの立場が固定的でないことが明らかとなったが、これは大友氏家臣団内部に於て指揮者クラス、被指揮者クラスそれらの位置を固定的ならしめるべき身分制的階層秩序が確立していなかったことを現わすものと考えられる。

「同心」関係の内容に関して、更に左の史料があげられる。即ち、

（端裏）

「『就長寿寺押妨之儀、対田原親賢鑑生状 案文 永禄二』」

十 二

(傳書)

(弘治三年)

態令啓候、「良隱岐守事、去々年秋月御退治已来令同陳別而軍旁候、然者彼方領地之内長寿寺被申旨候歟、至隱岐守之御一通令披見候、彼地事一兩年事六借敷申結候条、各申談於殿中兩方証文加抄見候之處、隱岐守申所無余儀之通其沙汰候條、淵底白井鑑速被致存知候、然處長寿寺重々被申事候歟、能々可被聞召合事干要候、委細隱岐守可被申条、不能細筆候、恐々謹言。」

永祿二 十月二日

田 原 殿

(田北) 鑑 生 判

御 宿 所 (八の五六)

右の書状案の内容は、惠良隱岐守の領地の内に長寿寺との論地があり、双方の証文を提出の上詮議を加えた所惠良方の勝訴となったが、尚々長寿寺が承服しないので大友氏の加判衆の一人である田北鑑生が、豊前方面の方分である田原親賢に対し、以前からの事情を告げ惠良方の為に取計うように依頼したものであるが、書状の冒頭に惠良隱岐守は「去々年秋月御退治已来令同陣別而軍旁」の者であることを特に述べている。然して、惠良文書四二「就小河内之儀鑑生・鑑速書状案永祿四」と題する文書に「隱岐守事鑑生与力之契約候之間旁可然様御取合」(八の六一)とあって、惠良隱岐守は田北鑑生と与力の契約を結んでいたことが知られるのである。「小河内之儀」とは鑑生書状案に云う所の長寿寺との論地である。

(惠良文書二、大内氏奉行人連署奉書に「豊前国宇佐郡恒松名小河内屋敷武ケ所長寿寺領云々、本陣那三郎左エ門尉益実裁許和談状在之(下略)」(八の二二)とある)

以上により田北鑑生と惠良隱岐守の間に与力契約関係が存在したことが知られる。従って、惠良隱岐守は田北鑑生の与力であり、弘治年間、大友氏の豊前征服以来田北鑑生の指揮下に在って「同心」関係を成立さ

せていたのである。このような因縁によって隱岐守の領地についての争論に鑑生が関与したものと考えられる。

然らば、「同心」関係——即ち、今まで指揮者被指揮者関係と呼んで来た所の、軍事的勤役の際の上下関係——と、与力契約関係とは、当事者間に於て両関係のうち何れかの関係が存在することが明らかとなった場合にその事が直に他の関係の存在を意味するものと考えてよいのであろうか。云いかえるなら田北鑑生が惠良隱岐守の領地争論に種々馳走する所あったのは、隱岐守との間の与力契約関係の存在によるものであるか、或は弘治年間以来、隱岐守を「令同陣」てきた関係によるものであろうか。即ち、鑑生が争論に関与するに至ったのは、両関係のうちいずれがその主要な原因をなしているものであろうか。

「下毛郡之内大家郷

一所拾町毫段廿代、吉延・久則・秋成名内八町廿代・持留居屋敷分、統目御判之事

上毛郡之内

一所 五町 恒吉名本領 豊田弥次郎跡

下毛郡之内

一所 三町 弥永恒吉本領 木部掃部助跡

畀而言上仕候、抑去年三月御弓矢以前参上候て以鑑生御取合奉請御下知、豊前国御退治以来鑑生常御吹挙状、田原親宏属御手、去年六月廿日同廿一日山田里城被召懸候時、山田被官長野新兵衛尉小林弥六打捕候刻被官之賀部助三郎立御用候、同七月四日馬岳城被召懸之時被官神五郎被疵候、於忠儀之段者親宏可有上聞候、右坪付之前式々所之事無余儀本領之事候、被任証文被成上意候者可候、仍宇佐御神領大家郷内八町廿代之事者統目御判之事申上候、(大内) 義隆・義長御判此外先証無紛候、証文何茂所持仕候、為御存知候、可然様御披露可忝候、恐惶謹言。

(永禄元年)十一月十五日

蛸瀬備中守

鎮忠(花押)

田北殿

人々御中(八四の七二)

右の申状に云う所は、弘治年間以来の蛸瀬氏の太友氏に対する軍忠の次第を述べ本領安堵の御判を申請くるについて、田北鑑生にとりなしを請うたものである。

而して、申状に云う「以鑑生御取合奉請 御下知豊前国御退治以来鑑生帯御吹挙状、田原親宏属御手」或は、「於忠儀之段者親宏可有上聞候」の文言は注目を要する。申状に云う所の軍忠に対する太友氏よりの感状は、

「今度秋月文種山田以下逆心之刻、其方事從遠郡最前出頭、就中於山田要害馬岳城・向人数候之砌、分捕殊被官一人戦死忠貞無比類候、何様別而賀可申候、恐々謹言。

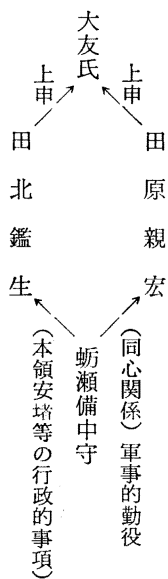
(弘治三年)七月廿八日

蛸瀬備中守殿(八の四七〇)

義鎮御判

とあって、申状の言及せる田原親宏との「同心」Ⅱ(「同陣」)の事實は、感状の中に示されていない。これは、前に史料7に於て見た佐土原兵部丞と清田鎮忠との「同心」関係が、史料8の佐土原兵部丞宛感状に於て何等示されていないのと同じ現象であると考えられる。

申状の文言から判断される所では左図の如き関係が、蛸瀬鎮忠、田北



太友氏家臣団についての一考察

鑑生、田原親宏、太友氏四者の間に存在したであろうと考えられる。このような四者の関係と前述した恵良・田北両者の関係と関連させて考えると、軍事的動役の際の指揮者被指揮者関係(即ち、それが常に被指揮者に発給された感状に示されるときは限らないが、感状に示される場合は「同心」関係として示される。)の存在が同時に当事者間に於ける与力契約関係の存在を意味するものであるならば、蛸瀬備中守の場合に於ても、事実上の「同心」関係にあった田原親宏の手によって、本領安堵の馳走がなされて然るべきである。従って、前引の蛸瀬備中守申状も田原親宏宛に提出されるべき筈であるのに、申状の宛名は田北鑑生になっている。これは、「同心」関係にあった蛸瀬備中守・田原親宏両者の間に恵良・隱岐守・田北鑑生両者間に見られた如き「同心」・「与力」契約両関係の同時的存在がなかったと為と考えられる。即ち、「同心」関係の存在は、関係者間に於て同時に与力契約関係の存在した事を意味しないのである。然りとすれば、田北・恵良両者間に「同心」・与力契約の両関係が同時に存在していた場合、田北鑑生をして恵良・隱岐守の領地争論に馳走せしめるに至ったのは、両者間における「同心」関係の存在ではなくして、与力契約関係の存在であると考えられる。

さて、蛸瀬備中守の場合に、事実上の「同心」関係は田原親宏との間に存在しているのであるが、本領安堵の為の馳走は田北鑑生に依ってなされている。恵良・田北両者間に於て存在した与力契約関係の内容を示すものは、隱岐守の領地争論に関する田北鑑生の馳走であったから、鑑生が蛸瀬備中守の本領安堵の為に馳走しているのは、蛸瀬・田北両者間に与力契約関係が成立していたからであろうと考えられる。このような推定に関して、両者間の与力契約関係の存在を直接に明示した史料は存

在しない。しかし、蛸瀬備中守が、田原親宏との間に「同心」関係を成立せしめるに至ったのは、「帶鑑生御吹挙状」していたことによるのである。しかも、鑑生の吹挙状を帯し得た自由は「抑去年三月御弓矢前参上仕候て、以鑑生御取合奉請御下知」とある如く、大友氏の豊前侵攻以前に鑑生と蛸瀬備中守との間に或る種の関係が存在していたことに依るのである。

又、「連々鑑生入魂候之間、御訴訟専一候」（蛸瀬文書三七、田原親宏書状（八の五一〇））「就題目之議示預候之趣、令承知候、以時分鑑生申談不可有疎略候」（蛸瀬文書三三、吉岡長増書状（八の五〇五））等の文言は、蛸瀬・田北両者の関係が、加判衆対一般家臣の関係以上のものであったことを示している。

更に、

「蛸瀬備中守事、今度最前遂参上候条、則被成 御対面候、然者、於西目別而以馳走馬岳取崩候刻、分捕等仕励忠之次第、依田原親宏注進被 知召候、然処、彼方領地の事、広津方違乱之由候、各々被仰合無異儀様可被添御心事肝要候、恐々謹言。

（弘治二年）
十二月十八日

（田北）
鑑生（花押）

須江上総介殿
田北左近将監殿
帆足右衛門大夫殿

御宿所（八の五〇三）」

とあるに依れば、田北鑑生が蛸瀬備中守の領地のことに關して、種々配慮したのは一再でないことが知られる。両者の間に示されるこのような保護・被保護関係の背後に、与力契約関係の存在を推定しても誤りではないと考えられる。

蛸瀬・恵良・田北・田原四者間の関係によって、大友氏の発給せる感状に示される「同心」関係の存在は、当該感状に示された両者間に於て同時に与力契約関係が存在した事を示すものでないこと、「同心」関係の存在は、被指揮者の本領安堵、領地争論等の事項に關して指揮者の、それに関する馳走を期待し得るものではないこと、逆に云えば、与力契約関係は、その内容として軍事的勤役の場合に於る指揮者・被指揮者の関係を含まないこと更に、与力契約関係の存在は必ずしも「同心」関係の同時的存在を意味するものでないことが知られた。

最後に「同心」関係を示す感状の中に、同姓者間の「同心」関係を示すものが存するのでそれについて一言する。本稿の冒頭に引用した史料Bはその一例であるが、この同姓「同心」関係に見られる特徴的現象は史料1・4に依って示した如き指揮者の頻繁な交替が見られないことである。一例をあげると、

（今）
「□度紹鉄以同心（中略）」

□月廿日

宗麟（花押）

田北三郎兵衛尉殿（大の一の四五六）

今度於豊前国田北鎮周以同陣（中略）

七月廿三日

宗麟（花押）

田北三郎兵衛尉殿（大の一の五四七）

今度田北弥（十郎鎮周）以同陣（中略）

六月廿三日

宗麟（花押）

田北三郎兵衛尉殿（大の一の五四九）

右の如く、田北三郎兵衛尉の指揮者は田北紹鉄、同弥十郎鎮周と同一の家系に属する人物に限られている。

同姓「同心」關係を示す感状に被指揮者として現れるものが、他姓の指揮者に同心した例は、一例が存するのみである。即ち、

「今度豊前国発向之刻、以野上治部少輔同心、（中略）」

（天正十一年）十月廿八日

義 統（花押）

野上紀右衛門尉殿（統大三の一〇五一）

今度至筑後表為無足從最前遂在陣於所々軍旁殊朽網三河入道同前高良山へ長々在山（中略）

（天正十二年）十二月十三日

義 統（花押）

野上紀右衛門尉殿（統大三の一〇五三）

右は、野上紀右エ門尉に対する天正十一年同十二年の感状二通であるが、指揮者が野上治部少輔・朽網三河入道宗歴と変っている。同姓・他姓「同心」關係で同一の被指揮者が現れるのは右に挙げた一例が存するにすぎない。他姓者間に存在した「同心」關係が前述の如くいちじるしく不安定な面を有していたのに比して、同姓間「同心」關係に於ては、安定的であると云える。勿論これは、被指揮者として現れる場合に、同姓指揮者のもとに「同心」するのが一般的であったと云うのであって同一人物に発給された感状の全部が同姓指揮者のもとでの「同心」關係を示しているのではない。即ち、被指揮者の立場が固定的でなかったことは、史料5、6に依って示した他姓者間「同心」關係の場合と同じである。このような同姓者間「同心」關係の特徴は、戦国期武士団の内部構造と関連するものと考えられるから別途に考察を必要とする。

今まで「同陣」「同心」等の語によって感状中に示された指揮者被指揮者關係を検討したが、要約すると、

第一に感状に現れる指揮者被指揮者の關係は安定性を欠いたもので

大友氏家臣団についての一考察

ある。殊に連続した作戦行動中に於て、被指揮者立場にあるものが同一人でありながら、指揮者の立場にあるものが頻繁に変動しているのは感状に示された「同心」關係が両者の間に固定的なものでなかったことを示して居る。

第二に、同一人物に対して発給され年代の接近した感状に於て、一は「同心」關係が存在し、他は存在しない場合があり、被指揮者の立場が固定的なものでなかったことを示している。

第三に事実上「同心」關係が存在していてもそれが感状の中に示されない場合があり、指揮者の立場が固定的なものでなかったと考えられる。

第四に大友氏の家臣相互間に与力契約關係が存在するのであるが、恵良、蛸瀬、田北、田原の四者間で見られた如く、「同心」關係の存在が必ずしも当事者間に与力契約關係の存在したことを意味しない。即ち、与力契約關係と「同心」關係とは一方が他を必要条件としているものではなく、大友氏領国内に於ける与力契約關係なるものは、それがそのまま軍事的勤役の際の上下關係を現わすものではない。

第五に同姓者間に見られる「同心」關係は他姓者間「同心」關係よりもいちじるしく安定的である。

以上、要約した事柄を寄親・寄子制の一般的理解——戦国大名の「行政及び軍事の命令系統・指揮系統」を寄親・寄子制によって「一貫せしめた」（歴史学研究、一六六、菊池武雄「戦国大名の権力構造」——と比較すると、

第一に「同心」關係に現れた両者の關係は、寄親と寄子の間の關係のように恒常的なものでない。

第二に軍事的指揮系統である「同心」関係と、行政的命令系統である与力契約関係とが一貫しない。

従って、大友氏の家臣相互間に存在したところの「同心」関係は諸戦国大名の軍事的行政的指揮命令系統を一貫せしめる寄親寄子制とは異なるものである。

三、同 姓「同 心」者

大友氏の発給せる感状に示された「同心」関係の内容は以上の如きものであった。

以下に於ては同姓者間「同心」感状を手懸として大友氏家臣団の惣庶関係を考察する。

同姓の同心者は、前引した元龜三年七月の若林中務少輔合戦手負注文に見られるように一般的には、何某「親類被官」と呼ばれている。「親類被官」衆は小土豪の軍事力の中核を形成するものであるが、彼等の軍功に対して、大友氏よりの直書の感状を与えられたのは極く一部の者に對してであった。例えば、

「(再考)
(朱 印)
(天正八年) 卯月十三日至当郡五馬莊井手口 (念田北大和入道落行候) 之処、堤安

芸守鎮方懸合 (親類与力寄官等成) 分捕高名或被疵并戦死人数着到 (銘々加被見)

訖、
類 一 堤 源 介 討之
" 一 堤 新四郎 討之
" 一 池 田 新九郎 討之
同 被疵

被疵衆

堤藤内兵衛尉 上野平右衛門尉
池辺式部丞 五本木弥兵衛尉

彦三郎 堤源介被官 長嶋 助太郎

戦 死

堤新右衛門尉 堤 勘 介

堤左衛門尉小者

新 九 郎

已上(大ニの二一六)

右の戦死手負注文に於ては堤安芸守鎮方の軍事力を構成しているのは、被官と共に堤源介以下数名の堤同姓衆(「親類」)であるが、件の戦闘に於けるこれら堤一族の軍忠に對しては

「先書如申候、今度田北大和入道於当郡井手口松原村誅伐之刻、鎮方親類寄極被官或分捕高名、或被之或戦死忠儀無比類候、連々無油断心懸之故、紹鉄不拔足候之事自他之覚悟祝着不斜候、此節抽粉骨人江銘々遣状候、為後日候之条、別而可被感事肝要候、委細猶称名寺可有演説候、恐々謹言。

卯月廿六日

堤安芸守殿(大ニの二一五)

義 統 (花押)

右の如く、単に「親類、寄搔、被官或分捕高名被疵粉骨、或戦死」と言及せるのみであって、感状を授与されているのは、堤安芸守鎮方一人のみである。前引の若林中務少輔手勢の手負注文に於ても、若林の同姓者は若林九郎、若林源四郎の兩名であるが、大友氏より直書の感状を受けたものは、若林九郎一人のみである。(勿論史料遺存の偶然性も考慮しなければならぬ事は、云うまでもないが、手負注文に見られる同姓者に直書の感状が発給されたのは、その一部分に對してであると見る方が妥当であらう。)各小土豪武士団の一族庶子家の者達は、合戦手負注文等によって大友氏にその存在を知られるのみであったと云い得るであらう。

このように「親類」衆の中で、大友氏より直書の感状をうけるものと、そうでないものとの相違の詳細は明らかでない、只、直書の感状をうけ得たものは小土豪武士団内部に於ける有力構成分子であろうと云う推察はなし得る。さてこのような小土豪武士団の有力構成分子である同姓「同心」者と彼等を指揮統轄する所の、同姓指揮者との関係を二三の史料によって考えてみたい。

「一別領地之事、自今以後至九郎可申付由承候、任御意時分相統不可有無沙汰候、

一居屋敷并祭田至三郎可被仰付候、此上相応御合力可忝候、弥奉頼候、一彼五貫分之内、至三郎相当分地之事、堅九郎^江可被仰聞事可目出度候、万事御両所迄令申候、恐惶謹言。

元龜貳年 卯月二日

鎮 仲

鎮興公
參人々御中（十三の六五）」

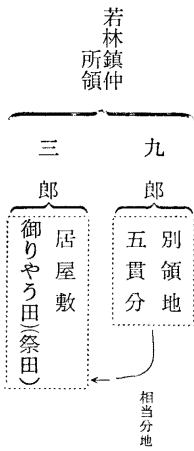
「御りやう田并居屋敷之事、親父任讓之旨可預進候、殊五貫分之内分地之事、至九郎兵衛尉可申付候、聊不可有相違候、恐々謹言。

正月十四日

鎮 興
在 判

三郎殿（十三の六六）」

右は、若林鎮仲の所領処分状案と、それに関連する若林鎮興・安堵状案である。前者の内容を図示すれば左の如くであろう。



この処分状で注目すべきことは、鎮仲所領の内別領地と云われる部

大友氏家臣団についての一考察

分を九郎（或は九郎兵衛を正しとするかも知れない。）に相統せしめることは、鎮仲自身の発意でなく、第三者の指示があり、鎮仲がそれに同意した結果であること、三郎に対する今後の「御合力」を鎮興に対して「弥奉頼」っていること及び九郎分として与えた五貫分の内から一部分を三郎に対して分割譲渡すべきことの実行を、鎮興から九郎に対して命ずることによって行わんとしていることである。鎮仲の処分状は、このような内容を含んでいるのであるが、この処分状の三郎関係分を鎮興が三郎に対して安堵したのが、鎮興・安堵状案である。

鎮仲と鎮興との関係は、右の処分状に用いられた措辞と、前引の合戦手負注文（元龜三年七月十九日）に示された事実（鎮興は、若林一族の指揮者として現れている。）に依って鎮興は、若林一族の嫡家々督の地位であり、鎮仲は庶子家であろう。右の処分状に於て、鎮仲所領の中で別領地を九郎に譲与せしめるように鎮仲に対して指示したのは、嫡家々督の地位にある鎮興であつたと思われる。かくの如く小土豪武士団の嫡家々督の地位にあるものは、一族庶子家の所領に対して、強い発言権を有していたのである。

更に、鎮仲所領処分状案には三郎に対して嫡家々督たる鎮興からの「相応御合力」あるべきことを期待しているのであるが、庶子家に対する嫡家々督の経済的援助——扶持、合力——については、

A「就親候相統之儀至面々分地之事

一所植田給地之内 田口土貢

一所来時 三斗蒔

已上

右雖預置候、被對我等於不儀者可相違候、面々事雖為少分從上至被蒙御扶持者、存斟酌候へ共、不便候条合力仕候、重々御扶持候時者早々堅固可被

還渡候、仍為後日之狀如件、

天文貳年正月吉日

(置米)
鑑重(花押)

神九郎殿

進之候(九の二四四)

B「不浪可有辛勞之由候之間、知生蘭五貫分之事預進之候、約諾於相違者不可有曲候、恐々謹言。」

卯月四日

(一万田)
鑑実(花押)

(一万田)

十郎四郎殿

進之候

きしやうその五段きりしめ一段小前田屋敷田二段たか原田ニ有高長門守屋敷預進之候、御屋形様より御扶助被蒙候者彼在所儀返可有候、

十月十六日

(一万田)

与十郎殿

進之候(九の三七〇、三七六)

(一万田)
鑑景(花押)

右のABの二史料に於て、いずれも嫡家々督↓庶子間に合力、扶助が行われていることを示しているが、両者に共通せる条件として、庶子家が大夫氏よりの直恩を蒙った場合には、扶持、合力分を嫡家々督に還渡すべきことがあげられており、更に、Aに於ては庶子家は嫡家々督に対して「不儀」あるべからざること、もしさようなことがあれば扶持合力は停止せらるべきことがあげられている。

このような嫡家々督、庶子家間の私契約による保護被保護関係は、所謂「内之合力」と呼ばれるものであって、石井博士に依れば、伊達氏、今川氏等の分国法にその規定を存し、家相続の嫡子単独相続制が武家社会に於る原則として確立した段階での現象とされている。「長子相続制」

石井博士著

次に、左記の二通は同姓「同心」者の感状が発給される場合の実態を示すものと考えられる。

「在陣馳走殊」

「從最前紹鉄」

(以同心)

「別而被励軍勞」

「趣具可達」

「之、必可被成口感候、仍豊前國」

「分領一所以」

「坪付」

「之候可有知行候、」

「謹言。」

「五日」

紹鉄(花押)

三郎兵衛尉殿

「今度紹鉄以同心」

「從最前在陣殊於」

「軍勞之次第」

「感

「悦候、弥馳走」

「悦喜候、必追而」

「段可賀之候、恐々口言。」

「月廿日」

宗麟(花押)

田北三郎兵衛尉殿(大一の四五五、四五六)

(紹鉄は田北氏の嫡家々督であり、始め鑑富、後に鑑重と名乗り、紹鉄と称した。三郎兵衛尉は、田北氏の庶子家であり、直入郡田北村の士である。)(「大」、田北孝氏の註記による。)

右に依つて知られる通り、庶子家が嫡家々督の軍事的指揮下に在つて戦闘に従事した場合、庶子家に対する大友氏よりの感状の附与は、指揮者たる嫡家々督の大友氏への上申を俟つて為されたのである。

嫡家々督と「親類」衆との関係について二三の史料を検討したが、これに見られるものは、嫡家々督の一族庶子に対する統制権の強さである。

嫡家々督は一族庶子家の所領処分について、極めて強い発言力を有していた。前引の若林鎮仲の所領処分案に「別領地之事自今以後至九郎可申付由承候」とあるのは庶子家の所領処分に際して、嫡家々督の意志が大きく作用していることを示している。しかも、庶子家の所領処分

は、嫡家々督の安堵状を得る事に依って、その効力を保証されたのである。

次に、一族庶子家は嫡家々督から「内之合力」をうけることに依って経済的側面に於て強く把握されていた。このような嫡家々督の庶子家に対する優位性は、庶子家が独自の所領を有する場合でも云い得る所である。即ち、

「就至親候者佗言之儀、去年以来雖在府候、當時無閑所之由被申候歟、就夫面々外聞如何之由内々被申候間、先以此方用作之内さぬき蘭井吉原名子分一所之事預々進候、後日為存知候、恐々謹言。」

天文十八年
卯月廿三日

(田北)

加賀守殿(十三の四二一)

宛名の加賀守は城後田北氏である。同家は田北一族中での有力な庶子家であり、(十三の四〇九「田北村之内城後分、三重郷之内拾貫参百分」また、十三の四二六「城後拝領分間別錢注文」を参照。)大友氏よりの直恩をうけているのであるが、それでもなお、嫡家からの経済的援助を必要とする場合があったのである。庶子家が自己の所領を有する与否にかゝらず嫡家々督の経済的援助は必要であったと云い得る。かゝる事情は、前引の一万田与十郎家に於ても同様である。同家は海部郡宇目村に於て十五貫分の直恩の給地を知行しているのであるが、嫡家々督からの合力をうけていたことは前述の如くである。

以上に依って戦国期豊後地方における武士団の所領の所有形態は、一族全体に依る同族团的所有に近いものであって嫡家々督が一族の統率者としての立場から庶子家の所領に対して規制を加えたものと考えられる。

大友氏家臣団についての一考察

嫡家々督と庶子家の関係は右の如きものであるが、大友氏はこれに対して如何なる態度をとっているであろうか。

「今度田北大和入道成敗之刻、其方事順路之覚悟乍案中感心候、於[●]自[●]今[●]以後[●]者直奉公専一候、然者領地分之事如前々不可有相違候、可被得其意候、恐々謹言。」

(天正八年) 六月一日

義統(花押)

田北忠次郎殿(十三の三八〇)

右は、天正八年の田北紹鉄の反乱に際して、田北氏の庶子家に対して発給されたものである。田北一族の嫡家々督である紹鉄の反乱に當つて、庶子家に対する右の感状は「於自今以後者、直奉公専一候」と述べている。田北忠次郎は、紹鉄の反乱以前に大友氏からの直恩をうけており、(十三の三七八)大友氏の直属家臣であつて、嫡家々督紹鉄の被官化していたのではない。それにもかかわらず右の感状に示されているのは嫡家々督の一族に対する統制の強さであつて、大友氏もまたそれを承認していたと考えられる。

「其方事以還俗於自今以後者、至財津大学允毎事可被添心事肝要候、就中在陣等以同心乍辛勞可被勵馳走事、可為喜悅候、仍補任平右衛門尉統貞候、為存知候、恐々謹言。」

十一月十七日

義統(花押)

財津得能(ママ) (十三の六九二)

右は財津某の還俗に際して、財津大学允に対して協力すべき事を命じたものである。「就中在陣等以同心乍辛勞可被勵馳走事(云々)」の文書は、嫡家々督の一族に対する軍事的指揮権の存在を示している。更に、

「小田式部太輔江被加御扶持候地之内、舍弟勘介依違乱未知行之段言上候、至勘介被成遣 御判者、御証判早々持参肝要候、以其上取合不可有疎略

候、若又御判無頂戴者則被止終候之様助言專要候、惣別御聞所御閉目之儀稠被仰出候之条、被得其意堅固可被申付事專一候、恐々謹言。

十一月九日

鑑理（花押）
鑑速（花押）
鑑連（花押）
宗 欽（花押）

木付紀伊入道殿（十の七九六）

とあるに依れば、庶子家に対する行政的命令は嫡家々督を通じてなされたことを知り得る。嫡家々督と庶子家との關係に於ては軍事的指揮系統と行政的命令系統が一致しているのであって、大名権力も亦それを承認し、家臣団統制の一環として存在したと考えられる。

合戦手負注文に何某「親類」として現れ、同姓指揮者の下に「同心」した一族庶子家は、以上のような嫡家々督の擬制的惣領制的規制の下に存在したのである。

四、結 び

大友氏の発給せる感状に現れた「同心」關係は、固定的でなく、嫡家々督の指揮下にあつて、その規制をうけていた同姓同心者Ⅱ庶子家の場合に於ても被指揮者の立場は固定的なものとは云えなかった。これは大友氏家臣団間に於ける「同心」關係が、非制度的なものであることを示しており、寄親寄子制との相異点は前述したところである。

然らば「同心」關係は如何なるものと考えられるであろうか、被同心者の社会的経済的規模は、土豪的規模の者（旧柳河藩誌第三十上編古文書の二、小野文書十六に「道雪以同心在々所々軍旁……武藏田州町預置候」の義統感状あり受給者の小野和泉守は柳河藩立藩と共にその家老となった。）―即ち、近世期に於て大名の家臣となつた場合彼等は家老級の上級家臣となつてい

る。―から山香郷東西一揆衆の如き名主的規模の者までが存在し、社会的階層が著しく不平均である。寄親寄子制は、戦国大名の「行政及び軍事の命令系統、指揮系統」を一貫せしめるものであったが、その社会的機能は、村落内の有力上層農民を寄子同心として組織的に寄親を通じて大名権力の支配下に組み入れる事にあつた。即ち、寄親寄子制の対象は社会的階層から云えば名主層である。「同心」關係に於ける被指揮者の社会的階層が不平均であると云うことは、同關係が寄親寄子制の如き社会的機能を期待し得るものでないことを意味しており、純軍事的な性格のものであって、それが現す所は、軍事力動員の際の部隊編成であろうと考えられる。寄親寄子制との相異点として挙げた二三の特徴は――不安定性、指揮者被指揮者の立場の非固定性――は、「同心」關係をこのように考えることに依つて矛盾なく理解し得るのである。

「同心」關係は右の如く理解し得るとして大友氏領内に於ては、家臣団統制農村把握は如何なる形で行われたであろうか。戦国諸大名領内に存在した寄親寄子制的なものは、大友氏領内に於てはその萌芽的形態は指摘し得るが、制度化されたものとして史料面に示されていない。例えば、山香郷東西一揆衆に対する田北氏の關係の如きが、発展した場合に「寄騎何人を預け置く」と云う形式をとるものと考えられる。しかし大友氏に於ては、「如前々今度同陣肝要候」とあるに依つても知られる通り、田北氏に対して山香郷東西一揆衆を寄子同心として預け置くまでに至っていない。

家臣団統制の方法としては、嫡家々督の一族庶子家に対する擬制的惣領制的規制が史料面に現われるのみである。また「其方領内石原四貫分事、近年入田被官押妨之儀共候歟、（下略）（大一、七四の大友義鎮書状、植

田宮内亟宛」。「国崎郡反別奉行之儀兼而申付候処、遲滯無是非候、（中略）万一号人[●]与力[●]不動之者於有者、以交名可承候。（下略）（統大ニ、一九八竹田津文書）」等とあるによれば、大友氏領国内に於て村落内の有力上層農民の把握は、大友氏家臣が彼等を被官、与力化することに依つてなされているのであり、寄子同心と云う形で一括して封建的支配関係に組入れる形式をとらず、個々に被官化、与力化する方式に依つたと考えられる。

戦国大名の家臣団構成に關して、一般に郷村の土豪上層農民を個々に被官化与力化する個別的把握方式と、寄親寄子制に依つて集団的に把握する方式との二つがあるとされているのであるが、（前掲菊池氏稿。）大友氏の場合後者は極めて萌芽的形態に於てしか存在せず、前者が優越していたと云える。

又、家臣団統制の方式として嫡家々督の一族庶子家に対する擬制的惣領制的規制（『家臣団内部の同族团的結合。』の存する事を述べたが、この点について同じく九州地方の戦国大名であり、大友氏と対立関係にあった島津氏について見るならば、同氏の家臣団内部に於ても亦、同族团的結合は存在し、家臣団統制に重要な役割を果しているが、（例えば各外城の軍事力構成員たる衆中に対する地頭の統制把握は、地頭の同名衆による同族団支配としての一面を有していた。）同時に大名権力自身による家臣団把握統制が行はれて居り、それは衆中（『直屬家臣』）の身分保証と（直屬家臣、陪臣間の嚴重な身分的區別、即ち、衆中の名跡再興、所領の没収還附等は地頭の権限外である。）広範圍にして徹底的な地頭及び、衆中の召移しとして現れ、特に後者は在地小領主層及び、名主層をその本領地から切離し、これを

「御内人」『直屬家臣団に編成する過程として理解される。（拙稿、「戦国大名島津氏の軍事組織について」九州史学第十号、「薩摩藩の外城制に關する一考察」藩社会の研究、所収。）これを、大友氏の場合と比較するならば、同氏に於ては島津氏に於るが如き衆中召移し等の事實は見られず、わずかに大友義長条々に、

一、田原親述兄弟三人之事、子々孫々何も許容有間敷候、彼田原か事は、以上八代と哉らん、無本をたくみ候之由申候、是も自然浦部の者共、敵成うせ候は、辛勞したる無足ふかひの者共を、彼在所にうつさるへく候、（後略）（福岡県史資料第三輯大友文書。）

とあるのがそのような意図を示しているのみであつて、直屬家臣団の創出、編成過程及び、統制把握の点に於いていちじるしく欠くる所があつたと云い得るであらう。

附記。本稿の執筆に當つて九州大学九州文化史研所主任（元、大分県史料編纂委員）三木俊秋氏の適切な示唆と助言を辱うした謹んで謝意を表する次第である。